

## 議案第66号

### 財産を無償で貸し付けること（育成放牧事業用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町南五丁目727番ほか45筆	23,370.01平方メートル
土 地	鳥取市湖山町南三丁目740番1ほか9筆	16,136.38平方メートル

#### 2 相手方

鳥取市越路字蓬谷775番地1

財団法人鳥取県畜産振興協会

#### 3 貸付期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

#### 4 理 由

県有財産の有効活用を図るとともに、肉用牛及び乳用牛の育成牧場の運営等、畜産の振興に寄与することを目的に設立されている財団法人鳥取県畜産振興協会に対する支援を行うため、同法人が育成放牧事業の用に供するための土地を無償で貸し付けてきたところであるが、貸付契約期間が満了するため貸付期間の更新を行おうとするものである。